

先住民の土地権と「カラーブラインド」の対立

アメリカ領グアムを事例として

長島怜央(法政大学)

本報告はアメリカ領グアムのチャモロの土地権要求を事例として、アメリカの人種に関する「カラーブラインド」思想がグアムに移入されるなかでいかなる問題が生じているかを考察するものである。

グアムは1898年の米西戦争でアメリカ領となったあと、第2次世界大戦中の1941年に日本軍に占領統治され、1944年に米軍が上陸し統治を再開した。戦中・戦後に米軍は基地建設のためにグアム住民(ほとんどがチャモロ)の土地を接収した。連邦政府所有地は、一時はグアムの面積の82パーセントにまで達したが、1950年頃には3分の1程度に収まった。この米軍による土地接収によって、町ごと移転させられるなどして、住民生活は根本から大きくおびやかされた。そして1970年代頃に戦後補償問題への関心が高まるなかで、グアム土地所有者協会が設立され、米軍による土地接収についての賠償請求の集団訴訟が起こされた。この訴訟は1983年に連邦政府とのあいだで示談というかたちで幕引きがなされようとした。しかし、示談という方法とその金額に不満をもつ人びとがグアム土地所有者協会から分離し、独自に訴訟を継続することとなった。この集団訴訟によって、米軍の接収によって引き起こされたこの土地問題はグアムにおいて非常に根深いものであるということが露呈した。以上が現在のグアム土地問題の前史である。

再び土地問題がグアムで注目を集めたのは1990年代に入ってからであった。それはチャモロ土地信託法をめぐる議論をきっかけとするものであった。チャモロ土地信託法とは、1969年に発表された米海軍の新たな土地接収への反対運動の流れのなかで1975年に制定されたグアムの法律で、「ネイティブ・チャモロ」に対して、1エーカーにつき1ドルで99年間にわたり、「チャモロ・ホームランド」の土地を貸与するというものである。同法にもとづき知事によりチャモロ土地信託委員の5名のメンバーが任命されたが、その任命に対するグアム議会の承認がなされないままとなり、同委員会の活動は開始されないままとなっていた。この状況に目をつけたのがチャモロ・ナショナリストのエインジェル・サントスらであった。チャモロ・ナショナリズムの動きは1970年代から始まっていたが、サントスは1990年前後に活動に関わるようになり、1991年には「ナシオン・チャモル」のリーダーとして頭角を現していた。同法を実施させるために、サントスらはグアム知事を提訴し抗議活動を行った。それによってチャモロ活動家でもあるグアム最高裁判事が知事に同法の実行を命じ、ついに知事が委員を任命し、チャモロ土地信託委員会の活動が開始された。1995年から土地貸与の手続きが開始され、その後実際に多くのチャモロに土地が貸与されている。

しかし、同法に関してはその実施以前も以後もアメリカ合衆国憲法に照らした合憲性の問題が議論され続けている。人種に関わりなく市民権を保障するとした修正第14条に抵触するというのである。グアム知事が同法の実施に消極的であったのも、この法律がチャモロ以外の住民に対する逆差別になるのではないかという懸念があったからである。グアム出身のチャモロの判事も同法の合憲性に疑問を投げかけた。そしてハワイ州のハワイアン事務局の理事選挙の投票権を非ハワイアンに認めた2000年のライス判決は、同法反対派の動きに拍車をかけた。ライス判決に刺激され、グアム在住の白人系住民が同法の違憲訴訟を起こす動きを見せたのである。これに対して、チャモロ活動家らは「島の歴史的・政治的現実について敏感でない偏見」であると反発した。訴訟を計画中の住民は、チャモロ土地信託法は「違憲」で「非アメリカ的」であり、チャモロの運動は「感情的議論」であると応じた。

反アファーマティブ・アクションの動きとして現れたアメリカにおける公民権運動以後の普遍主義の徹底が、この同法に対する「バックラッシュ」の根底にある。それは「カラーブラインド」の思想と呼ばれる。自由や平等といった普遍主義的理念による国民統合を志向するアメリカニズムあるいはアメリカのシヴィック・ナショナリズムに由来するものである。しかしそのようなアメリカ統合の「普遍主義的」理念は「白人性」にもとづき、レイシズムを温存するものとして批判されており、アメリカの海外領土であるグアムに展開されたときにも矛盾を引き起こす。帝国主義・植民地主義の展開によって領有し、先住民の土地を奪ったことを、歴史的な視点をまったく欠いた「普遍主義」によって正当化するのである。本報告では、同法の是非は脇におき、このような先住民の土地権と「カラーブラインド」思想が対立する構図を分析する。

【先住民、人種、レイシズム、植民地主義、白人性】